エルピス介護ステーション指定訪問介護(指定介護予防訪問介護）事業運営規程

（事業の目的)

第１条　株式会社エルピスが開設するエルピス介護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

（指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

２　指定訪問介護事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

３　指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

４　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名　称　エルピス介護ステーション

二　所在地　山武市湯坂字竹ノ下１０８番地３

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者　１人（常勤職員１人）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二　サービス提供責任者　１人以上（常勤職員１人以上）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画〔介護

予防訪問介護計画〕の作成等を行う。

三　訪問介護員　常勤換算方法２.５名以上

訪問介護員は、訪問介護〔介護予防訪問介護〕の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝祭日、１２月２９日から１月３日までを除く。

二　営業時間　午前９時から午後６時までとする。

三　サービス提供日　３６５日、年中無休とする。

四　サービス提供時間　２４時間とする。

五　連絡体制　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制をとる。

（訪問介護〔介護予防訪問介護〕の内容及び利用料等）

第６条　指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の内容は次のとおりとし、指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護〔介護予防訪問介護〕が法定代理受領サービスであるときは、その１割または２割の額とする。

一　身体介護

二　生活援助

２　第８条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護〔介護予防訪問介護〕に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

事業の実施地域を越えてから、１キロ当たり　３０円

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第７条　訪問介護員等は、訪問介護〔介護予防訪問介護〕を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（苦情処理）

第８条　指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、山武市、東金市とする。

（個人情報の保護）

第１０条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１１条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一　採用時研修　採用後６カ月以内

二　継続研修　　年１回

２　従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に､職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社エルピスと事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成２６年２月１日から施行する。